

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める部分)

第一 国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度の整備

一 目的規定の拡充

この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加するものとする。

(第一条関係)

二 移動等円滑化の促進に関する基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項の拡充

1 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項並びに移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項を追加するものとする。

(第三条第二項第五号及び第六号関係)

2 市町村が作成する移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

を追加するものとする。

(第二十四条の二第二項第三号関係)

三 教育啓発特定事業の創設

1 この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村又は施設設置管理者（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいうものとする。

(1) 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(2) 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（(1)に掲げる事業を除く。）

(第二条第二十九号関係)

2 基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施

設設置管理者等の意見を聴かなければならないものとし、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者等に送付しなければならないものとする。

(第三十六条の二関係)

四 移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加するものとする。 (第五十四条第一項及び第二項関係)

第二 国の援助及び情報提供の確保に関する規定の整備

一 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に對し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならないものとする。

(第五十二条関係)

二 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう

、必要な措置を講ずるものとする。

(第五十二条の三第二項関係)

第三 高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備

一 この法律において「高齢者障害者等用施設等」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であつて、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいうものとする。

(第二条第四号関係)

二 国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するものとする。

(第四条第二項及び第七条関係)

三 施設設置管理者は、その管理等する新設旅客施設等、新設特定道路等、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設又は新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないものとする。

(第八条第七項、第十条第八項、第十一条第六項、第十三条第七項及び第十四条第七項関係)

第四 旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設

一 この法律において「旅客特定車両停留施設」とは、道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいうものとする。

(第二条第十二号関係)

二 道路管理者は、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させなければならないものとともに、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならないものとする。

(第十条第一項及び第三項関係)

三 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第十条第四項関係)

四 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設において、高齢者、障害者等に対する誘導その他の支援、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供及び移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練を行うよう努めなければならないものとする。

(第十条第五項から第七項まで関係)

第五 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大するものとする事。

(第二条第十九号関係)

第六 公共交通事業者等及び道路管理者が講ずべき措置の拡充

一 新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準

1 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないものとする事。

(第八条第二項及び第十条第三項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設等(新設旅客施設等を除く。)又は旅客特定車両停留施設(新設旅客特定車両停留施設を除く。)を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならないものとする事。

(第八条第三項及び第十条第四項関係)

3 主務大臣は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について1の規定に違反している事実が

あると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする事。

(第九条第三項関係)

二 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎの円滑化

1 公共交通事業者等又は道路管理者(旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。2において同じ。)は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、移動等円滑化のための措置を講ずるよう努めなければならないものとする事。

(第八条第八項及び第十条第九項関係)

2 公共交通事業者等又は道路管理者が他の公共交通事業者等又は道路管理者に対し1の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等又は道路管理者は、当該措置により旅客施設又は旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする事。(第八条第九項及び第十条第十項関係)

三 主務大臣は、第三の三並びに第六の一の1及び2に関する措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする事。(第九条の二第二号及び第六号関係)

第七 其他

其他所要の改正を行うものとする。

第八 附則

一 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。ただし、第一及び第二の改正規定等は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 其他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条関係)